

定住促進住宅手続きの概要

1-1

定住促進住宅とは 〔条 例 第1条〕

美麻地区の定住を促進させ、地域の活性化を図るための住宅です。

※一定の要件を満たせば譲渡することができます。



1-3

入居者の募集 〔条 例 第4条〕

入居者の募集は公募によって行われます。

※災害等特別な事情がある時は、公募しない場合もあります。



1-2

入居者の資格 〔条 例 第6条〕

入居者は次の要件を満たす人です。

① 同居者（予定の人を含む）がいる。
※ 同居者に中学生以下の子どもがいる時は、人数に応じて家賃が減免されます。

② 一定以上の収入がある。
(年間の家賃 + 共同施設維持管理費) × 2 ≤ 収入額
※ 入居後3年以内に要件を満たすことが見込まれる場合を含みます。

③ 税金（国税、地方税等）を滞納していない。（申込時の住所地で）

④-1 長期にわたり居住する意思がある。

④-2 自治会等の地域活動に積極的に参加できる。

⑤ その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

注意 定住促進住宅では、犬や猫等動物を飼うことはできません。



1-4

申込方法 〔条 例 第7条〕

募集期間中に、必要書類を美麻支所産業建設係に提出してください。



① 定住促進住宅入居申込書（様式第1号）

② 収入状況を説明する書類

③ 入居資格を満たす事実を証明する書類

※ ②、③の書類については事前に内容を十分に確認のうえ提出してください。不十分な場合は、申し込みを受け付け出来ない場合があります。

1-5

入居者の選考 〔条 例 第8条〕

※抽選ではありません。



入居者選考委員会では、

1-2「入居資格」について総合的に判断し、

1-1「住宅の設置目的」を最も達成できると判断した人を入居者とします。

※入居決定者が辞退する 〔条 例 第9条〕 場合もあるので、入居補欠者も選考します。

1 申し込み～入居まで

《こんな方に入居いただきたい住宅です》

地域の助け合いなどの力が低下している美麻地区では、定住促進住宅に入居する方が地域の行事や自治会活動などに積極的に関わることを通じて、地域の活力を維持する役割が期待されています。

自治会活動（環境整備、公民館活動、自主防災会等）
消防団活動、地域づくり活動、お祭り など

「近所付き合いを楽しみたい」という方には、ピッタリの住宅です。



1-6

入居者の決定 〔条 例 第10条〕

入居が決定した日から 10日以内に、次の手続きをしてください。

① 定住促進住宅入居請書等の提出
※ 市長が適当と認める 連帯保証人の連署が必要 〔規則第5条〕

② 敷金の納付 〔条 例 第17条〕
※ 3月分の家賃に相当する金額 〔条 例 第17条〕

入居者の決定

30日以内に入居

※手続きを進める上で特別な事情がある場合はご相談ください。



【お問合せ先】 大町市美麻支所産業建設係

電話：0261-29-2311

電子メール：miasa-sangyou@city.omachi.nagano.jp

入居手続き等について詳しくは、大町市HPでご確認ください。

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例
<https://onl.tw/9y8G2Yi>



大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則
<https://onl.tw/vtL4mTF>



2 住宅の管理や、入居後に必要な費用

2-1

住宅の管理について

入居者にお守りいただく事項がいくつかあります。

① 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

※ 住宅周辺の片付け、草刈り等を行ってください。
周囲等から注意を受けた場合は、改善の対応をしてください。

※ 大町市では、毎月1日を、身の回りの清掃、整理整頓に取り組む日としています。



② 数日間、留守にする時は、隣近所に声をかけて出かけましょう。

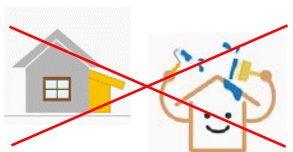
※ 住宅を引き続き15日以上使用しないときは、届出が必要です。

③ 住宅を他の人に貸したり、入居の権利を他人に譲渡してはならない。

④ 住宅以外の用途に使用してはならない。

※ 事前に承認を得れば、住宅以外の用途に併用できる場合があります。

⑤ 勝手に増築や模様替えをしてはいけません。



※ 必要な場合は、事前に承認を得てください。

※ 増改築や模様替えをした場合は、住宅を出る時に入居者の費用で元の状態に戻す必要があります。

2-2

入居者が負担する費用

① 電気、ガス、水道及び下水道の料金

電気料金：供給可能な事業者と契約が必要
※ブレーカーは、30アンペアです。
LPガス料金：供給可能な事業者と契約が必要
水道料金：大町市（支所で手続可能）
【基本料金】1700円/月+超過料金+消費税
CATV利用料：大町市（支所で手続可能）
【基本料金】1600円（税込）
※美麻地区は難視聴地区のため映りが悪いです。
※NHKの放送受信料は、CATVに加入し、引落しを一緒にすると割引（年間2400円）を受けられます。

② ゴみの処理に要する費用

北アルプス広域連合指定のゴミ袋（有料）に入れて出してください。
（可燃物：火・金曜日/金属ゴミ：水曜日）
※資源物：毎月第2日曜日に二重公民館で回収
衣類、小型家電：支所で回収（無料）
粗大ごみ：年1回（6月）支所で回収（有料）

③ 共同施設、給水施設及び汚水処理施設など施設の使用、維持又は管理に要する費用

【共同施設】 合併処理浄化槽の維持管理経費
団地内通路の草刈り、除雪
【給水施設】 水道凍結防止に係る電気料等

④ ①～③以外の住宅及び共同施設の修繕に要する費用

備付けの設備、器具について、使用に伴う経年劣化や故障等による修繕は、使用者の負担となります。例) 電球が切れた。蛇口のパッキン等
※個別の状況で異なるため、詳しくはお問合せください。

住宅の明け渡し請求

市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、当該定住促進住宅の明け渡しを請求することができる。

- ① 不正の行為によって入居したとき。
- ② 家賃を3月以上滞納したとき。
- ③ 当該定住促進住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
- ④ ・正当な事由によらないで15日以上定住促進住宅を使用しないとき。
- ⑤ 第11条、第12条及び第20条から第25条までの規定に違反したとき。
- ⑥ 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

3 地域との関わり方

入居が決まったら

定住促進住宅に入居されたら、自治会への加入をお願いします。

（ ） 定住促進住宅は、（ ） 自治会（ ） 地区です。

※自治会への加入は地区長さんに申し出てください。

地区長（ ） さん 電話 - -

（ ） 自治会の自治会費は、年額 円です。

3-1

自治会の役割

自治会は大町市が協働のまちづくりを進める上での重要なパートナーとして、様々な役割を担っています。

美麻地区では、複数の地区（隣組）が集まって自治会を構成し、現在、5つの自治会（大塩、二重、新行、青具、千見）があります。



3-2

会員の役割

自治会では加入世帯が順番で様々な役割を担っています。

【自治会役員】 正副自治会長等

【地区長】 地区のとりまとめ、文書配達等

【防災関係】 消防団、自主防災会、日赤奉仕団

【安全安心】 交通安全協会、防犯協会

【環境の保全】 道路愛護事業、花づくり活動、ゴミステーションの維持管理、資源物の収集、

【地域福祉活動】 地区社協活動、民生委員、児童委員、保健補導員

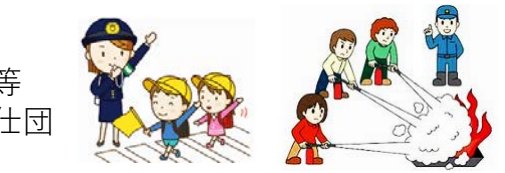
【公民館活動】 公民館活動

【青少年健全育成】 子ども育成会、コミュニティ・スクール活動、地区PTA等

※上記は、自治会から選出される役職等の一例です。

※地区によっては、お宮の氏子総代なども一緒に行う場合もあります。

市内の他地域に比べて、自治開会活動に携わる時間が多いことをあらかじめご承知ください。



3-3

地区独自の活動

美麻地区では、自治会・加入世帯からも協力いただき、地域自治組織「美麻地域づくり会議」を組織し、地域活性化の活動をしています。（活動への参加、加入は任意です。）